

臨時議会開催

平成24年度各会計決算を審査！ 市議会 新しい体制が決まりました。

日本共産党 市議会議員団 ニュース

日本共産党議員団は、一般会計決算－黒田みち議員、特別会計決算－住田由之輔議員・北野のり子議員が委員として各々審査し、一般会計は不認定。特別会計は、後期高齢者医療事業、介護保険事業について不認定としました。

黒田議員が一般会計について反対討論、北野議員が特別会計（後期高齢者医療事業、介護保険事業）について反対討論を行いました。

*一般会計決算認定に ついて

黒田 みち 議員

平成24年度は、川西市の第4次総合計画の総仕上げ、第5次総合計画策定のとても大切な年度でした。

川西市という自治体が憲法の理念通り、地方自治法に則って、住民福祉の増進に寄与することができると、税金の使い方そのかわりか、税金の使い方の皆さんに思いや願いが叶うものになっていくのか？理解や納得できるものになっていくのか？が問われる年度でした。また今後10年間の計画策定の軸足がまさに問われ、今後、自治体として進む方向が示された年度といわざるを得ません。

の短期貸付け、川西市経営評価委員会の設置による方針決定）を行うことについて、また、中央北地区開発は、中心市街地全体のオーバーストアの問題や多額の税金投入のあり方などについて、市民への情報提供を十分行い、理解・納得を得るように行うこと、本来自治体が行うべき施策を後回しにすることがないよう強く意見を述べ賛成の立場をとってきました。しかし、1年の事業が終わり、振り返ってみれば賛成できる内容ではありません。その最大の要因は、歴史的な経過があるにしろ、市の第3セクター、アステビル管理会社・川西都市開発株式会社のための税金投入・貸付けのあり方、市としての進め方の問題です。

私たち日本共産党は、予算審査及び討論の中で、駅前再開発事業の総括をしつかりと行い、川西都市開発株式会社への対応（H23年度予算で行った3億円の短期貸付けをH24年度予算ではその貸付けを含め5億

発行
日本共産党
川西市議員団

市役所控室
Tel 740-1111
内線 4020
議員団直通
FAX 759-1811

市議員
住田由之輔
Tel・fax 759-4541
黒田 みち
Tel・fax 790-3055
北野のり子
Tel・fax 793-9515



短期から長期に切り替える（無利子・12年間返済猶予）会社の借金5億円の損失補償、他に補助金を出すなど常識では考えられない支援を行っています。

結局、大変な問題は先おくり、6階ホール購入により市がどつぶりと会社にしてからむ構図をつくったことになりまます。貸付金返済のはじまりは12年後から一体誰が責任を取るのでしょうか。

大変な問題を先送りするあり方は、決算委員会の収入の所でも明らかにしました。ひとつは、アステ管理会社と同じ第3セクターである株式会社パルティかわにしの貸付金です。有利子分の残金が7億26万9千円、元金利子相当分2500万円が毎年償還金として返ってきています。最低でもこの額を償還することになっていきますが、このままいくとH57年頃までかかるとのこと。何と32年後です。市は、パルティかわにしのフロアを教育情報センターなどで借り上げ、毎年約2500万円余を賃料として支払っている実態があります。その上、まだ無利子の貸付けが4億3140万円残っていてH40年まで返済猶予、その後の

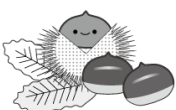
ことはその時考えようと言うことになっていくので、驚きです。

もうひとつが、市税の滞納20億5097万2000円の51.7%を占める舎羅林山開発の固定資産税・都市計画税の滞納10億6084万4千円。その延滞金や手数料が16億4589万4880円にのぼっていることです。

市は財政が厳しいからと様々な税の滞納を問題にし、個人への取りたて・差し押さえがどんどん強化されています。「納税の義務」を全く否定するものではありません。しかし、今年度だけでも年少扶養控除の廃止だけで3億8643万6600円も増税になっており、取り立てしやすい市民にばかり負担が強いられるので、財源確保のためにはどうもだたど末利用地の売却が行われていきますが、開発会社から市有公共施設のために帰属され、現在公共施設の駐車場として、市民活動の拠点として使用されている土地を売却するというあり方はおかしいと言わざるを得ません。市民の財産を処分し、その売却益を一極集中の開発に投じるといいうあり方も大問題である、「地域

分権」を進めていくという点からも禍根を残していると言わざるを得ません。

国は、人員削減や給与削減など「行革」を勧めなければ交付金を減らすような「脅し」「縛り」は絶対に行なうべきではないこと、国の財政健全化判断比率・指標等は自治体の自由裁量をなくし、財政運営を硬直化するものであるから市として、自治体が本来の責務を全うできるように、国に対してしっかりと意見を述べ十分な財源確保をさせること。市民にとって様々な制度が憲法の具現化の方向を向くように、国・自治体が本来業務を全うすることを強く求め反対の討論とします。



***後期高齢者医療事業
特別会計決算認定について**

北野 のり子 議員

後期高齢者医療保険料は、2008年の制度導入後、すでに2回にわたる料金改定が行われました。2012年度は、剰余金、財政安定化基金を活用し保険料の上昇を抑制しましたが、平均4310円、6.09%の値上げとなり、多くの高齢者が怒りと不安の声をあげています。

今後75歳以上の高齢者人口増加の下、さらに値上げされることになり、年金支給額が減り続ける中、高齢者の暮らしに大きな影響を及ぼすこととなります。民主党は、この制度のすみやかな廃止を公約して政権につきましたが、その公約は実現されず、政権から転落しました。復活した安倍政権のもと負担増と差別的に襲い掛かろうとしています。私たちは、国民を年齢で区切り、75歳以上の高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつけるこの制度そのものに反対です。すみやかに後期高齢者医療制度を撤廃することを強く求め反対討論いたします。

***介護保険事業
特別会計決算認定について**

介護保険制度スタートから13年、介護保険利用者は増えましたが、家族の介護を理由に仕事を辞めざるを得ない「介護退職者」は、毎年10万人以上、老老介護、介護殺人、介護心中など痛ましい事件も絶えません。行き場のない「介護難民」も生まれ「介護の社会化（家族が支える介護から社会が支える介護へ）」「利用者本位」という当初のスローガンは、風前の灯となっており、「介護の危機」というべき状態にあります。こうした中、2012年度は、「改正」介護保険法が施行され、同時に介護報酬改定。報酬引き下げは、介護労働者の離職を促進し、労働者、事業者の存続を脅かし利用者の困難を生みだします。加算偏重ではなく、介護労働者が生活設計を描けるような賃金水準にするために介護報酬本体の適正な引き上げを行うと同時に介護保険料に跳ね返らない仕組み、制度の改善が必要です。

3年間の「第5期介護保険事業計画」が策定されスタートの年となり、介護保険料の料金改定が行われました。保険料は、県の財政安定化基金から約6541万円と合わせて市の準備基金から4億5800万円を活用し保険料上昇の抑制に充てられました。が、基準月額310円の値上げ、4210円となり、後期高齢者医療保険料値上げと重なり、さらに年金が減額している中、年金生活者には大きな負担となっています。県に対しさらなる基金の活用を求め、国に対しても財源確保を求めざるを得ません。また、「改正」された介護保険法は、さまざまな制度矛盾を放置したまま「地域包括ケアの実現」と「持続可能な制度の実現」を掲げ、「給付重点化・効率化」を本格的に推進し、「保険あつて介護なし」の事態をさらに深刻化させています。

地域包括ケアの目玉であった24時間体制の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスは、市では「やって欲しい」という声がないのとこのサービスは、このサービスは、他のサービスを受ける制約が生じたり、24時間対応の人材確保など課題も多く、全国的に見ても実施自治体は7.6%と少数で政府見込みが甘かったことが明らかになっていきます。また訪問介護は、生活援助の見直しによって時間区分が再編され、介護報酬引き下げにより、生活後退が生じる

など利用者・家族の生活に重大な影響をもたらしています。時間短縮によって、「時間が足りず掃除のし残しがある」「調理の時間がなくなり、そう菜やコンビニ弁当になった」「利用者とは会話する時間がなく、体調変化に気づきにくい」など、深刻な被害が広がるなど「丁寧な介護」が行われにくくなっています。現場で何が起きているのか把握に努め、介護報酬を元に戻すよう国に求めるべきです。

地域の高齢化が進展していく中で、「市として、わがまちの地域包括ケア」をどうつくりあげるのか、高齢者の願いにかなうものとしてどう実現させるのかが問われています。高齢者・家族が求めているのは、「医療も介護も」、「施設も在宅も」、「軽度も重度も」保障される制度への転換です。住民の負担軽減や安心で持続可能な介護保険制度にするためには、国による公費負担の拡充、制度改定が必要で

す。いま、政府が閣議決定した社会保障制度改革「プログラム法案」は、要支援1・2は介護給付の対象から外す。特別養護老人ホームの入居者は「要介護3」以上に限る。所得によって介護保険利用料を2倍に引き上げる。低所得者でも預貯金や不動産があれば、施設の居住費、食費を補助しない等の大改悪メニューが目白押しです。市として国に対して「要支援外し」の中止等、改悪をやめ制度の改善を求めることを申し上げ反対討論いたします。

| | 反対 | 賛成 |
|--|----------------|---|
| 平成24年度川西市一般会計 決算認定について | 住田・北野・黒田 吉富 | 森本・宮坂・北上・秋田・岡・津田 福西・土田・吉田・大崎・鈴木・平岡 大矢根・宮路・久保・梶田・安田末廣 小山・多久和・安田忠司 |
| 平成24年度後期高齢者医療事業 特別会計決算認定について 川西市介護保険事業特別会計決算認定 について | 住田・北野・住田 | 森本・宮坂・北上・秋田・岡・津田 福西・土田・吉田・大崎・鈴木・平岡 大矢根・宮路・久保・梶田・安田末廣 小山・多久和・安田忠司 |

※敬称略

議長・江見

※特別会計は全て退席・吉富

市議会の新体制スタート!

※◎は委員長 ○副委員長



住田由之輔 議員

- ♪ 総務生活常任委員会委員
- ♪ 飛行場対策周辺整備調査特別委員会
- ♪ 広報委員会
- ♪ 都市計画審議会委員



黒田みち 議員

- ♪ 議会運営委員会委員
- ♪ 厚生常任委員会委員
- ♪ 新名神高速道路周辺対策特別委員会
- ♪ 猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会議員
- ♪ 男女共同参画審議会委員



北野のり子 議員

- ♪ 建設文教公企常任委員会委員
- ♪ まちづくり調査特別委員会委員
- ♪ 労働問題審議会委員

役員一覧表

| | | | | | |
|-----------------------|---|--|-------------------------|---|---|
| 議 長 | 吉田 進 | 副 議 長 | 北上 哲仁 | 監 査 委 員 | 岡 留美 |
| 議 会 運 営 委 員 会 | ◎安田 末廣 ○平岡 讓 ・黒田 美智 ・宮坂 満貴子 ・大矢根 秀明 ・宮路 尊士 ・小山 敏明 多久和 桂子 | | | | |
| 常 任 委 員 会 | 総務生活 | ◎安田 忠司 ○森本 猛史・住田 由之輔 吉富 幸夫・福西 勝・江見 輝男 梶田 忠勝・多久和 桂子 | 特 別 委 員 会 | 飛行場対策 周辺整備調査 | ◎津田 加代子 ○大崎 淳正 住田由之輔・宮坂 満貴子・吉田 進 岡 留美・森本 猛史・宮路 尊士 |
| | 厚 生 | ◎大矢根 秀明 ○宮坂 満貴子 黒田 美智・吉田 進・岡 留美 秋田 修一・大崎 淳正・小山 敏明 | | まちづくり調査 | ◎梶田 忠勝 ○福西 勝・北野 紀子 北上 哲仁・秋田 修一・大矢根 秀明 江見 輝男・安田 末廣・安田 忠司 |
| | 建設文教公企 | ◎久保 義孝 ○鈴木 光義・北野 紀子 北上 哲仁・津田 加代子・土田 忠 平岡 讓・宮路 尊士・安田 末廣 | | 新名神高速道路 周辺対策 | ◎土田 忠 ○鈴木 光義・黒田 美智 吉富 幸夫・平岡 讓・久保 義孝 小山 敏明・多久和 桂子 |
| 農業委員会委員 | 土田 忠・宮路 尊士 | | 猪名川上流広域ごみ 処理施設組合議会委員 | 黒田 美智・宮坂 満貴子・土田 忠 鈴木 光義・平岡 讓・久保 義孝 梶田 忠勝・小山 敏明・多久和 桂子 | |
| 広報委員会 | ◎鈴木 光義 ○秋田 修一・住田 由之輔・宮坂 満貴子・津田 加代子・大矢根 秀明・久保 義孝 ・安田 忠司 | | | | |
| 情報公開協議会 | ◎北上 哲仁 ○安田 忠司・大矢根 秀明・久保 義孝・安田 末廣 | | | | |

交渉団体

| 交渉団体名称 | 幹事長名 | 所 属 議 員 名 |
|----------|--------|---------------------------------------|
| 連合市民クラブ | 小山 敏明 | 岡 留美・津田 加代子・福西 勝 土田 忠・多久和 桂子・安田 忠司 |
| 壮 政 会 | 安田 末廣 | 吉田 進・森本 猛史・秋田 修一 宮路 尊士・久保 義孝・梶田 忠勝 |
| 公 明 党 | 平岡 讓 | 大崎 淳正・鈴木 光義・大矢根 秀明 江見 輝男 |
| 日本共産党議員団 | 黒田 美智 | 住田 由之輔・北野 紀子 |
| 自治市民クラブ | 宮坂 満貴子 | 北上 哲仁 |
| 無 所 属 | | 吉富 幸夫 |

会議日程

| | |
|-----------|--------------|
| 11月27日(水) | 第6回市議会定例会 開会 |
| 12月 4日(水) | 一般質問 |
| 5日(木) | 一般質問 |
| 6日(金) | 一般質問 |
| 9日(月) | 総務生活常任委員会 |
| 10日(火) | 厚生常任委員会 |
| 11日(水) | 建設文教公企常任委員会 |
| 20日(金) | 最終日 |

午前10時～
スタートです。
ぜひ、傍聴にお
越し下さい。

